

岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例

岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～12 [略]</p> <p>(規則への委任)</p> <p>13 [略]</p>	<p>附 則 1～12 [略]</p> <p><u>(平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に資する事業についての適用除外)</u></p> <p>13 当分の間、第2章から第11章までの規定は、第54条に規定する事業のほか、<u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの円滑かつ迅速な復興に特に必要と知事が認める事業であって規則で定めるものについては、適用しない。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>14 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。